# 公告

## 諸事項

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第４０号**
宮城県角田市神次郎字宮窪170番地
債務者　水戸　貴文
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２７年（フ）第５５０号**
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1507番地　サングレイスＢ203号
債務者　下田　里美（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第２８４号**
千葉県松戸市松戸新田94番地の87　向井荘
債務者　青木　　茂
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第５４３号**
千葉県柏市南増尾４丁目７番１―304号
債務者　中川　直美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第５７３号**
北九州市八幡西区上上津役４丁目６番72―304号
債務者　本松　幸介
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第３５３号**
大分市大字政所3663番地の２（ツインコーポ201）
債務者　髙司　香織（旧姓齊藤・久保）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１４９６号**
名古屋市千種区清明山１丁目５番１号　県営清明山住宅１棟610号
債務者　龍口　真穂
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１６３７号**
名古屋市熱田区幡野町16番９号　熱田一番館４－１号
債務者　大江　　猶
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１６４５号**
名古屋市北区田幡１丁目７番25号　グランディール黒川201号
債務者　友貞　克信
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１６６８号**
名古屋市南区元柴田西町１丁目40番地　エクセレントハイツＳ　２Ｂ号
債務者　栗田　明広
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１５８号**
松江市玉湯町湯町1549番地６
債務者　伊藤　篤志
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第４８２号**
千葉県柏市富里３丁目２番35―206号
債務者　河本　真見
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第４９６号**
千葉県松戸市五香西２丁目25番地の５　カーサ・カリーノ五香西203号
債務者　國井みどり
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第４９９号**
千葉県柏市高田973番地１
債務者　山崎　幹夫
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第５５１号**
千葉県松戸市新松戸北１丁目20番地の15　ジュネパレス新松戸第11―204号
債務者　山崎　武正
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第１００５号**
名古屋市南区六条町４丁目31番地
債務者　吉野　江美
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部